国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成30年3月16日(金)13:40~14:37
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学名誉教授

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

<提案者>

池原 秀典 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課主幹

高江洲 昌幸 沖縄県企画部企画調整課副参事

池田 潤 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課班長

本永 哲 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課班長

伊佐 馨 沖縄県商工労働部情報産業振興課班長

川満 寿幸 沖縄県商工労働部情報産業振興課主任

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 沖縄県の新規提案に関するヒアリング
- 3 閉会

○村上審議官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開始したいと 思います。

本日は、「沖縄県の新規提案に関するヒアリング」ということで、沖縄県庁の皆様にお越しいただいております。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

- ○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。 それでは、早速御提案の御説明をお願いしたいと思います。
- ○高江洲副参事 お忙しい中、会議の場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

お時間もないようですので、早速、資料の説明をさせていただきたいと思います。

「沖縄県特区の事業候補一覧(案)」という1枚紙をざっと御説明させていただきます。こちらが、現在沖縄県で検討中、今後検討していくものの一覧でございます。左側のほうに「事業の分類」とございまして、「インバウンド・観光促進」、「労働生産性の向上」、「子育て・教育・生活支援」、「物流機能の充実」という形で四つの分類でございます。その中で、右隣の「既存メニューの活用」というところで、先週他区域で提案がありました農業支援外国人の受入れ事業も提案させていただきたいと思っています。また、小規模認可保育所対象年齢拡大ということで、これは0~2歳のところを3~5歳に延長したいということで、これも適用されれば既存メニューの中でも初という形になるかと思います。「新規提案」の中からは、外国人の関連の事業を三つ、一番下のほうにあります船内台車の船用品積み込み承認といった形で物流関係の二つの新規提案がございます。一番右のほうに、「今後の検討事業案」という形で青字で書いているものがございます。こういったものを、今検討しているところでございます。

沖縄県提出資料の1枚目を御覧いただきたいのですが、本日は、沖縄県で新規提案を予定している中から、この5事業について御説明したいと思っております。5事業を一通り御説明した後に、御意見もしくは御指摘を頂戴いただければと思っています。

なお、資料につきましては、関係団体と調整中の案件もございますので、内容について は区域会議と併せて公表いただければと思っております。

それでは、新規提案事項1番のレジャーダイバーガイドに係る要件緩和から御説明した いと思います。

○池田班長 こんにちは。私は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課の池田と申します。 よろしくお願いいたします。

私からは、レジャーダイバーガイドに係る要件緩和について、御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。この案件に関しましては、平成26年10月に、当初、新規ということで挙げさせていただいたのですけれども、その内容を少し絞らせていただきまして、再度提案させていただく形にしております。2ページの左側は、県内におけるダイビング客数の増加を示した図となっております。好調に推移しております。好調に推移している中で、課題といたしまして、インストラクターを業とする場合、日本の潜水士資格が必須となっており、日本語のみの試験のため、外国人の取得は困難、インストラクターに必要なスキルは民間資格でもカバー可能ですが、レジャーダイバーのインストラクターを行うには潜水士資格が必要となっており、また、潜水士試験ではレジャーダイビングで不要な項目もあり、それらのことが課題となっております。そのため、今回の規制緩和といたしましては、ダイバーもお客のほうも外国人に限定して絞った形での再提案とさせていただいております。

○八田座長 2ページのこの棒グラフは外国人だけのグラフなのですか。

- ○池田班長 そうです。外国人のダイビング者数の数字でございます。
- ○八田座長 ありがとうございました。
- ○池田班長 3ページは、現行法の規制を整理しております。割愛させていただきます。 4ページをお願いいたします。これまでの調整経緯を整理しておりますが、先ほども申しましたが、平成26年10月に新規提案をさせていただきましたが、その際に厚生労働省から世界規模のスクーバ指導団体の信頼性等に関する情報収集が必要、一部の地域のみに安全水準の緩和は馴染まないなど、11月20日の①と②のような御意見がございました。それらを受けまして、厚生労働省と沖縄県で意見交換、また、厚生労働省に資料提供などをこれまでやってきましたが、平成29年12月に、厚生労働省から二つ、①と②のような回答を得ておりまして、①PADI及びNAUIの試験内容について、潜水士試験の試験内容を網羅していないということで、潜水士試験合格と扱うことは難しいという回答を受けております。

5ページをお願いいたします。実際に潜水士資格試験とPADIプロ資格を比較した場合、どういったところが異なるのかという比較表を作成しておるのですけれども、およそのところで内容が重複しているのですけれども、この赤で囲ったところ、潜水業務に必要な送気に関すること、法令に関することは該当がないということで、これらの不足する部分を研修等で補うことで、今回、緩和を認めていただけないかという再提案をさせていただいているところです。

6ページをお願いいたします。こちらは、現行と改正案ということで提案させていただいているのですけれども、現行法では日本人及び外国人全ての潜水士業務を希望する者は潜水士試験が必要となっているところを、改正案では、外国人の潜水士業務を潜水士資格取得希望者とPADI等インストラクターの2種類に分け、PADI等のインストラクター資格保持者は、潜水士試験に替え、潜水士研修を実施し、研修を修了することでダイバーガイドのみを実施可能とする特例潜水士免許制度を創設し、有資格者となった者は外国人観光客に限定して業務を実施する内容に改正提案をさせていただいております。

7ページをお願いいたします。こちらは、今回、制度に当たってのフロー図ということで、まず、資料で、今回の制度は、対象を外国人インストラクター等外国人就労者、PADI等プロ資格保有者に限定して、彼らからの申請という形をとりたいと考えています。また、沖縄県ダイビング有識者、県警などから成る協議会を設置して、その協議会で認定する仕組みを考えております。研修に関しては、一般財団法人沖縄マリンレジャーセーフティービューローという一般財団がありますので、こちらで研修を実施することを想定しております。また、協議会や研修に関しては、PADI等指導機関4団体の技術サポートを受けることを予定しております。

駆け足でありましたが、レジャーダイバーガイドに係る要件緩和についての説明は以上 でございます。

○池原主幹 次に、沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課の池原と申します。どうぞよろ しくお願いします。 早速、説明に入らせていただきます。

8ページをお願いします。まず、沖縄観光の現状から御説明いたします。観光産業は、我が国の成長分野として大きく期待されており、沖縄県においても外国人観光客が急増しております。次に、課題について御説明する前に、在留資格であります技術・人文知識・国際業務については「技人国」と省略して表現させていただいています。よろしくお願いします。課題について御説明いたします。現在、ホテル等におきましては、外国語を用いたフロント業務は技人国に該当するとして認められておりますが、その他の訪日外国人対応の業務も急増してございます。次に、規制改革提案について御説明いたします。現在、在留資格の技人国において求められております学歴要件や実務経験については、要件緩和をせずに対人業務でありますレストランサービス業務、ベル業務等やおもてなし支援業務であります客室清掃等につきましても、実施可能な枠組みを設ける提案となってございます。

9ページに移らせていただきます。提案①マルチタスク人材でございますけれども、在 留資格、技人国が求める資格要件のア〜ウのいずれか一つを満たした上で、さらにエのホ テルビジネス実務検定に合格することを条件に、レストランサービス業務、ベル業務など についても、現行の在留資格、技人国の資格内活動に該当すると考えられますことから、 当該業務に付随する業務につきましても、併せてお認めいただければというのが今回のス キームとなってございます。なお、民間資格試験につきましては、観光庁の認定を条件と してございます。

- ○八田座長 ホテルビジネス実務検定というのは、日本語なのですか。英語なのですか。
- ○池原主幹 日本語です。
- ○八田座長 外国人にもこの程度の日本語を要求するということですね。
- ○池原主幹 はい。

次の10ページに移らせていただきます。提案②おもてなし支援人材でございますけれども、これはマルチタスク人材とは性質が異なる提案でありますため、資料を分けてございます。在留資格、技人国が求める資格要件のア〜ウのいずれか一つを満たすという前提条件は、マルチタスク人材と変わらず現行ルールの枠内となっております。この技人国の要件にプラスアルファとして、エの日本語能力試験N4に合格することを条件に、客室清掃等のおもてなし支援業務をお認めいただければということが今回のスキームとなってございます。スキームといたしましては、どちらかといえば、現在も技人国の要件を満たしてはいるのですけれども、ホテルの現場としてはどうしてもフロント業務にはまだ即戦力としては使いづらいとか、そういった人材をイメージしてございます。

説明は以上でございます。

- ○八田座長 どうもありがとうございました。
- ○本永班長 アジア経済戦略課の本永と申します。よろしくお願いいたします。 続きまして、11ページをお開きください。私からは、2点、御説明させていただきます。

一つ目が、内航船・外航船の併用船舶に係る資格変更の届出の免除でございます。もう 一つが、船内台車(シャーシー)の船用品への位置付けについてでございます。

まず、船舶の現状でございますが、沖縄県は離島を抱えているという特殊性から、この右の図のように、県外・那覇・先島・海外という航路を持ってございます。この航路は1週間以内で回ってきますので、この際、県外・那覇・先島については内国貨物を持っておりますけれども、今、資格変更届が1週間以内でいただけないものですから、外航船として運行しているということで、内国貨物についても全て税関申請をしているところでございます。

2点目、下のほうを御覧ください。船内台車の現状でございます。この船舶は、コンテナ船ではなく、RORO船といいまして、トレーラーをそのまま積み込む船でございます。そのトレーラーには、この船内台車と呼ばれるシャーシーがあって、これにコンテナを積むという形になってございますが、このシャーシーは、コンテナとは別で、常に輸出入通関を切っているというところでございまして、現状、コスト等がかかっているということでございます。そこで、規制改革案としましては、この資格変更届の免除及びシャーシーを船用品と位置付け、税関申請を免除という形にしたいと考えております。

現行法の規則につきましては、12ページに記載しておりますが、こちらは後ほど御覧いただければと思っております。

13ページをお開きください。この二つの内外併用日本国籍船舶に係る資格変更期間の免除、シャーシーの船用品の位置付けについて、規制緩和がなされた場合、期待される効果としましては、まず、リードタイムが短くなるということ、荷役作業の時間短縮ということで、さらに貨物が増えるだろうと想定しております。それから、各種費用がかかっておりますが、そこの物流コストも削減できると考えております。

以上でございます。

○伊佐班長 情報産業振興課、伊佐と申します。

14ページをお願いいたします。外国人IT人材の受入れ促進の規制緩和について、御説明いたします。

まず、現状について、沖縄県では、観光リゾート産業以外の産業の振興として、IT関連産業について、平成9年度以降、構想を作って振興してまいりました。ハード面、ソフト面を含めて、税制なども含めて振興してきている結果、図のように、県内のIT関連産業の売上高については順調に増加しているところでございます。現状の中で、今後持続的にこのIT産業の発展を進めるためには、高度外国人IT人材の受入れを促進して、本県のIT関連産業の高度化により、国際競争力を高めていく必要があると考えております。一方、課題といたしましては、右の表の中にあるように、図の中で、外国人ITについて、これは8か国の調査結果なのですけれども、赤い部分がIT以外を専攻して現在ITに就労している方、青い部分がITを専攻している方ということで、約39%の方がIT以外の分野を専攻して卒業している現状がございます。下のほうで、現行の就労ビザを取得する場合においては、①

ITを専攻して大学を卒業、②ITを専攻して本邦の専門学校を卒業、こちらのほうは学歴要件のみとなっております。③10年以上の実務経験となっております。このいずれかを満たす必要がございます。

こちらについて、規制緩和案といたしまして、現在の学歴要件、実務要件を組み合わせることで規制緩和を考えております。具体的には、①IT以外を専攻して大学を卒業または本邦の専門学校を卒業している場合は、3年以上の実務経験を課すことで受入れを行う。③については、高校を卒業している方については、5年間ITの実務経験をやることで受入れを行うということで、こちらについては業界からの要望を含めて緩和案を検討しているところでございます。

15ページをお願いいたします。この外国人IT人材の受入れに当たって、今御説明したのが①についてでございます。そのほか、②と③も考えてございます。②につきましては、「高度人材ポイント制」という制度がございまして、こちらが学歴とか職歴、年収、年齢等に応じてポイントを付与して入国管理上の優遇措置を設けることとなっておりますけれども、例えば、年収におきましては、全国一律の基準となっているところでございます。一方、沖縄の平均年収につきましては、全国平均の7割程度ということで、こちらについて、地方での就労のインセンティブが弱いというところでの規制緩和案で、③につきましては、現在の審査に係る標準処理期間が1~3か月となっております。こちらを他の案件と区別して優先的に処理する仕組みを設けていただけないかというところがございます。期待される効果については、県内IT関連産業の高度化、アジア向けのビジネス展開の拠点形成、そういう意味では、イノベーション拠点の形成などを考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

まず、中川先生に伺う前に簡単な確認を伺いたいのですが、RORO船の話ですけれども、 今、海外との行ったり来たりということをこのRORO船でやろうと考えていらっしゃるので すけれども、この海外とはどこですか。

- ○本永班長 今、このスキームで航路を回しているところは2社ございまして、いずれも 台湾でございます。
- ○八田座長 台湾と、今、RORO船でやっているということですね。
- ○本永班長 1社はRORO船、1社はコンテナ船を回してございます。
- ○八田座長 ここはRORO船の話ですね。
- ○本永班長 はい。RORO船のお話は、特に(2)です。船内台車のイメージについてはRORO船の話です。
- ○八田座長 今、これは台湾とどのぐらいの頻度でやっていますか。
- 〇本永班長 1週間に1回です。これが1週間ずつ回っていくので、1週間に1回台湾に行っているという状況です。
- ○八田座長 それで、日本での税関の審査を受けていると。

- ○本永班長 はい。この航路が非常に特殊でして、先ほど申し上げましたように、沖縄県が離島を抱えているという特殊事情がありまして、通常ですと、内航船は内航船、外航船は外航船と、県外はおそらく切り分けられていると思うのですが、沖縄県につきましては、県外、那覇、離島に行って、台湾、那覇に戻って県外という航路を作っているところです。
- ○八田座長 それでは、海外だけだったらばこの問題は発生しないのですね。
- ○本永班長 そのとおりでございます。海外の場合であれば、単純な外航船になりますの で、こういうお話にはならないということです。
- ○八田座長 いちいち税関を通るということは。
- ○本永班長 逆に、外航船であれば必ず税関は通ります。
- ○八田座長 今、下関と釜山の間で、自動車部品のRORO船が非常に定期的に行われていて、 ダブルナンバーでやっています。それから、コマツと蔚山か、やっていて、これはコマツ の資材をRORO船でやるというのですが、非常に継続的にやっている。これは基本的には外 航船ですよね。
- ○本永班長 そう思います。ダブルナンバーをやっているということは伺っていますが、 基本的には外航船だと考えています。
- ○八田座長 そうすると、そこであまり税関の話は聞かないのですよ。だから、おたくの ほうは、台湾とはダブルナンバーでやったりしますか。
- ○本永班長 昨年まではやっていたのですが、今年、台湾側から認可をいただけていない 状況にございます。
- ○八田座長 そうすると、これは多分相手国の問題が非常に大きいと思います。
- ○本永班長 ダブルナンバーの件はそのとおりでございます。
- ○八田座長 ですから、下関とかコマツの例を調べて、そこで税関が障害になるということはあまり聞いていなかったですから、むしろ元々は国土交通省の道路交通法の関係の規制で外国の基準のシャーシーがあるということを問題にしていたのです。
- ○本永班長 今回お話をさせていただいている件は、ダブルナンバーの件とは少し違いまして、このシャーシーを常に輸出入通関をしているという状態、これの手続を省きたいと。
- ○八田座長 結局、同じですよね。ダブルナンバーのものは町をそのまま走るわけですから。ですから、そこでの整合性をチェックしていただきたいと思います。
- ○本永班長 分かりました。
- ○八田座長 もし問題ならば、それこそダブルナンバーにしてしまえば、その問題は解決 する。

ただし、台湾のほうがこれを問題にしているというのはすごく大きいのです。今、日本が中国とできないのは、中国が行くたびにシャーシーの車検を要求するのです。それでできないのです。だから、そういうことがあるから、もし台湾のほうができないと言ったら、それでおしまいの感じがするのです。

○本永班長 台湾側からは、逆を認めていただきたいというお話がございまして、要する

に、台湾のシャーシーを国内というか、沖縄県で走らせたいという御要望があって。

- ○八田座長 そうすると、道路交通法の問題になる。
- ○本永班長 はい。そこにお応えできないので、台湾側も今のところ認可をいただけていないという現状でございます。
- ○八田座長 これは調べてください。
- ○本永班長 はい。
- ○八田座長 中川先生、どうぞ。
- ○中川委員 何点か御質問させていただきたいのですけれども、レジャーダイバーガイドについて、私は前の経緯をよく知らないので、ちょっととんちんかんな質問になるかもしれないのですけれども、今回の提案につきましては、この潜水士資格というものとPADIのモニタリングの対象が揃っていないので、PADIで足りない部分についてはこの潜水士研修というものをやるから、それでダイバーガイドという形で認めてほしいという、多分付け加えた提案だと思うのですけれども、私がちょっと分からないなと思ったのが、もしもそういうPADIの資格と潜水士資格試験を並べるような措置をするのであるとすれば、おそらく対象が外国人でダイビングをする人だけではなくて、要は、日本人であっても、ダイビングをしたい人に対してのガイドとして、多分同じ仕組みで規制緩和をすることができそうに思うのですけれども、そういう意味では、なぜこの外国人のダイビングをしたい方に対する規制緩和の要求になっているのかという部分がよく分からなくて、もしもこれを認めるのだとすると、そもそもダイビングに関する規制をこういう形で全面的に直してくださいという御要請になっているのかなという気がしたのですけれども、そこの部分を教えていただきたいと思いました。

○池田班長 おっしゃるとおり、日本人も含めた形でこういう規制緩和をやりたいという当初の希望がありまして、平成26年に申請したときには、日本人も含めた形での規制緩和ということでこういった提案をさせていただきました。その際にも、同じように、厚生労働省は、潜水士資格を取らなければ、一般の独学の潜水、そういう作業をする方、レジャーダイバーの方も、潜水という業務には変わらないため、法律的に潜水士資格を取る必要があるという主張ではあったのですけれども、そこを別の私たちの沖縄県の実態がありまして、今、中国とか、韓国、台湾などからたくさんの外国人が今はいらっしゃいまして、そこでダイビングをするという必要がありまして、そのときに言語が通じないがために、色々な指導といったところで、同じ言語が通じる方で指導をやりたいという希望が大分事業者からありまして、前回、潜水士資格を日本人も含めた形で規制緩和をお願いしたいといったところで風穴が開けられなかったというか、認められなかったところを、今は対象を外国人に絞った形でこういった規制緩和ができないかという形。

確かに中川委員がおっしゃるとおり、外国人もできるのであれば日本人もできるのではないかという指摘の部分に関しては、私たちも厚生労働省と色々とやりとりをすることがあるのかなとは思ってはいます。

- ○中川委員 これでPADIとインストラクターという形で、教える側として想定しているのは、外国人の方だけなのでしょうか。
- ○池田班長 今回の再提案では、外国人だけになっております。
- ○高江洲副参事 外国人のダイビング客に対して外国人のインストラクターを当てるということで、言葉の壁とか、そういったものがなくなって、より対応ができるのではないかということで提案させていただいています。
- ○中川委員 それを認めた場合に、日本人でPADIを取得した人が潜水士研修をやったら、 日本語ばりばりで必要な知識を持っているという人材が誕生するわけですから、外国人を 対象にしたダイバーとして出現できるように思うのですけれども。
- ○高江洲副参事 日本人だと、英語ができないとか、そういったこともありますので、今いるダイビングで沖縄に来ている外国人は、日本語もぺらぺら、英語ももちろんできるという中で、そういう外国から来たダイビング客を対象にやっていきたいという考え方です。 ○中川委員 多分その辺はまだ整理できていないように思うのですけれども、要は、教える側は日本人と外国人がいて、教えられるほうは外国人と日本人がいるという世界で、基本的にPADI資格+潜水士研修で拾える部分は何なのかと。もしもその語学の問題だけだとすると、それは日本人に教えられるのかとか、外国人には英語で教えられるのかという部分について、どこかでチェックをしないといけないはずですよね。そこの部分のチェックというのはどうやってやるのですかね。
- ○池田班長 資料の7ページで、こちらのほうはまだこれから精査していかないといけないのですけれども、この一般財団法人沖縄マリンレジャーセーフティービューローという財団がありまして、ここで研修することを予定しているのですけれども、こちらのほうが外国人観光客を対象とした業務を行っているものを、ダイビング業者をチェックするという形でやろうと考えています。毎回船に行ってチェックするということはなかなか難しいところもあるとは思っていますが、書類といくつかの実地審査の中でそういったチェックの体制を整えていこうかと考えています。
- ○中川委員 分かりました。

多分私がまだ理解できていないだけだと思うのですが、多分ダイビングの資格について、 潜水士資格とPADI+研修で揃えたのだとすると、あとは語学の面でどうやってチェックを するのかということをどうやって担保するかみたいな制度に仕組んでいるのだと思います。 多分それはこういう中で整理されているのではないかと思いますので、それはそういう形 で御説明いただけるような形にしていただければ、私は全然問題ないのではないかと。

- ○八田座長 要するに、既存の潜水士の利権を脅かさないように限定したということでしょう。
- ○高江洲副参事 はい。先ほど池田からもお話がありましたが、日本人のインストラクターも併せてやりたいというのが本音のところなのですけれども、これまでの調整経緯で、厚生労働省から、それではちょっと難しいということがありましたので、まずは外国人の

ほうから、外国人のインストラクターで外国人相手でということで突破口を開けて、そこ からと。

- ○八田座長 厚生労働省はそれならいいと言うのですか。
- ○高江洲副参事 今、そこを調整中でございます。
- ○八田座長 しかし、かなりあからさまですよね。
- ○高江洲副参事 そこを広げていければという話です。
- ○池田班長 実際、ダイビング事業者にヒアリングをすると、外国から連れてきたインストラクターは、別に日本人を教えられなくてもいいと。教えられるに越したことはないのですけれども、特に中国の方だと思うのですけれども、実際に中国の方を教える際に母国語できちんと指導ができるインストラクターを雇いたいということで、今積極的なダイビングショップは韓国とか台湾とかに行ってインストラクターになる候補の方々を連れてきて、こういった現在の正攻法、潜水士資格を取ってもらうという形でインストラクターになっていただいているようなのですけれども、日本語は話せるのですけれども、文字とか試験を突破するにはまだちょっと語学が足りないという方々の部分を何とか免除できるような、外国人は免除できるような仕組みができないかと。

○八田座長 一遍、前に議論をしていて、ちょっと難しいですという話だったので、そこを打ち破る議論が何かないかなと思うのです。それが、要するに既得権を持っている人に対してこれだったら許してもらえるでしょうというのだと、ちょっと理屈になりにくいと思うのですよね。前に言われたのは、PADIでは弱い、むしろ潜水士の資格がなければインストラクターになれないと、もし厚生労働省が主張したのであれば、そんなことはないよと。こことここに関しては、そんなに大げさな資格を取らなくても済む。ただし、厚生労働省が言っていたように、ここに関しては日本のことを学んでもらわないといけないかもしれないからそこはやりますという理屈の世界で攻めることができると、もうちょっと格好いいですよね。

とにかく、何で日本人はダメなのかというのも全く同じことで、要するに、長い目で見て、本当は潜水士資格とこのレジャーダイバーの資格を別に設定してほしいのですよね。 そのことが元来ならば目的なのだけれども、ここはちょっと外国人の需要が増えたものだから、その緊急度が非常に高かったので、そこを一緒にした提案になっているということですね。

中川委員、どうぞ。

- ○中川委員 今やりとりを聞いていてわかった。既得権のデマケなのですね。それが表の 理屈と整合的でないような気がするので、そこを整理していただくということ。
- ○八田座長 やはり表の理屈は要ると思いますよね。
- ○中川委員 それから、インバウンド人材のマルチタスクとか、おもてなし支援人材のと ころなのですけれども、これは最後のほうでそういう御説明をいただいたように思うので すが、フロント業務は制度的に真正面から認められているのだけれども、最後のほうでお

っしゃっていただいたのは、最初からフロント業務に就けるわけにはいかないので、ひと まずはおもてなしの寝具を整えるとか、その手の業務をやっていただく必要があるので、 こういうことをやりますという御説明を伺ったように思うのですけれども、そういうこと なのでしょうか。それとも、真正面からマルチタスクとか、おもてなしみたいなものを、 まさに技人国に認めるべきであるというお話をしているということなのでしょうか。 ○池原主幹 まず、1点目のマルチタスク人材につきましては、どちらかといえば、現行 資格内の部分で、レストランサービス、ベル業務等についてもできるのではないかという 仕切りになってございます。これについては、何と言いますか、今でもホテルビジネス実 務検定に合格していなくても、そもそもフロント業務をできるというところがございます。 一方で、このレストランサービス業務とベル業務等というのは、特にレストランサービ ス業務、通訳で入れはするのですけれども、例えば、レストランに来て、ホテルで通訳の ためにいらっしゃる人材がいた場合、1日中その通訳の業務があればすごく生産性も高く て合理的なのですけれども、例えば、その通訳の業務が1日2~3時間程度しかなくて、 ほかの片付けとか、そういう付随業務ができないと、何もできない状態になってしまうも のですから、やはり外国人のある程度多いレストランであったりとか、そういったところ は通訳もしながら片付けとか、そういうものも色々できると、生産性が高まるのではない かというところで、マルチタスク人材としております。ただ、現行の要件+ホテルビジネ ス実務検定がございまして、それはベーシックレベル2級を想定はしているのですけれど も、合格率が大体7割前後でずっと来ている試験でございますので、そんなに簡単な試験 というわけでもありませんし、日本語で行う試験ですので、もちろん日本語ができるから 雇われているはずの人材なのですけれども、さらに日本語能力がすごく担保できる試験で はないのかなと理解しております。一応それがこのマルチタスク人材の仕切りとなってご

一方で、おもてなし支援人材でございますけれども、これにつきましては、どちらかといえば、外国人で考えると分かりづらい。例えば、日本人で、沖縄で言えば琉球大の観光学部を御卒業された方がアメリカで働くことをイメージすると、英語が全くできませんという方は、アメリカのホテルに採用されるかというと、基本はフロントに採用されるということはまずあり得ないのではないかと思っています。そういう場合、ホテル側の立場からすると、あなたは基本的に採用できませんと断られるか、もしくは英語の要らない業務をまずはやって、働きながら語学を高めてちゃんとフロント業務に就けるように頑張ったらどうですかと、ホテルで働きたいという人はその二つのスキームぐらいしかないのかなと思っています。それの逆パターンというイメージでございます。いわゆる外国の観光に関する大学を出て、観光の知見はあるのですけれども、日本語についてはまだまだ勉強が足りないとか、日常会話的にはちょっと厳しいという方は、どうしても現行はホテル側からすると、この技人国の資格要件は満たしているものの、現実問題、フロントで働かせることができない人材となると、その時点で技人国の要件をクリアできるにもかかわらず、

ざいます。

実質業務で弾かれてしまう、ホテル側のほうから弾かれてしまう。ただ、そういう人は、これはホテル業界の方から聞いたのですけれども、ホテルである程度働いて、従業員同士でお話しされたりとか、この方たちが基本的にはおもてなし支援業務で雇うのですけれども、実務研修の一環で、例えば、フロントに立ってサポートしてもらったりとか、そういうことをやってもらえれば、基本的には日本語能力が高まって、いつかはフロント業務に立てるのではないかと、成長するようなイメージのスキームと考えてございます。

- ○八田座長 むしろ本邦の専修学校の専門課程を修了したなら、その日本語の問題はないですよね。ここに書いてある「観光に関する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を 修了したこと」だったら、その問題はないですね。
- ○池原主幹 それはほぼ間違いないと思います。この段階で日本語能力はすごく高まって いると思います。
- ○八田座長 だから、むしろ、先ほどおっしゃったように、日本語はともかくとしてとい うのは、このアの外国の大学を出たというほうですね。だから、むしろイに限定すれば随 分スムーズに行くと思うのですが、すみません、事務的なことを伺いたいのですが、今の インバウンドのスキームでできるような感じがするのですけれども。
- ○村上審議官 実は二つに分けたほうがいいよとアドバイスをしたのは事務局でございまして、このうちのマルチタスク人材については、これは構成要件が外国人対応業務に限られていて、でも、現状、フロント業務が主たる業務でないと技・人・国で入れていない、少なくともそれ以外が不明確だという問題があるものですから、ここを沖縄県側がちゃんと観光庁の資格を作って代替基準を用意しましたと。ついては、クールジャパン・インバウンド外国人材の類型として認めてくださいということで、整理していけると思います。
- ○八田座長 これは行けそうですよね。
- ○村上審議官 後段のほうは、外国人対応業務が主たる業務にならず、いわゆるシーツの 交換その他の支援業務が主たる業務ということになるものですから、こちらはおそらくク ールジャパンで拾うのは難しいと思います。ニーズとしては一体的なのですけれども、後 者は何か検討の角度を工夫しないと難しいかもしれないということだと思います。
- ○八田座長 私も村上さんのおっしゃるとおりだと思うのですが、提案①マルチタスクの ほうのホテルビジネス実務検定を合格するということは、実質的には専修学校に行かなけ ればなかなか通れないような試験なのですか。
- ○池原主幹 それなりに勉強しないと通らない試験ということです。
- ○八田座長 そしたら、ホテルビジネス実務検定の合格、あるいは本邦の専修学校の専門 課程を修了した者としておけば、少なくともそこまでは範囲が広がりますよね。
- ○池原主幹 はい。
- ○村上審議官 当てるときはそれでもいいかもしれないですね。
- ○八田座長 すみません。途中でしたよね。
- ○中川委員 大体分かったという感じなのですけれども、それで今のやりとりの中でも出

てきたかと思うのですが、おそらくマルチタスクなどというのはフロント業務と密接不可分だとか、そういう形ですごく分かりやすいと思うのですが、多分インバウンド人材で受け入れてもいいよというのは、非常に高度な能力があったりとか、外国人に応接する特殊な能力があるとか、それだけではなくて、既存の日本のブルーカラーのような、そういう労働市場みたいなものに悪影響を与えないとか、色々なそんな配慮がある制度だと思うのですけれども、多分これは、フロント業務でのそういうやりとりはいずれするのだけれども、最初からそれはできないでしょう。だから、最初はここから始めるのだということだと思うのですけれども、最後まで客室清掃である可能性は何となくあるような気もして、要は、今認められているようなフロント業務に至る非常に短いプロセスであるみたいなことをきちんと担保できなければ、ものすごく大きな要求をしているようなイメージがありまして、そこの部分で多分事務局から二つは分離してという御提案があったのではないかと思いました。これは感想です。私は結構です。

○八田座長 そうすると、まだ残りはいくつかあるのかもしれないけれども、今までの議論をまとめると、まず、外国人のホテルのところは、二つに分けたうちの最初のマルチタスクのほうはかなり実現可能性があるのではないか。そして、そこに専門課程を卒業した人も入れることができるかもしれない。それから、ここには書いていないけれども、おそらく一定の割合で外国人が来るホテルに限定しないとまずいですよね。それはやるということだろうと思います。

レジャーダイバーガイドは、御趣旨は分かりましたけれども、元来、レジャーダイバーガイドと潜水士では要件が違ってもいいはずなので、ここはレジャーガイドには要らないでしょうというところが明確にしておく必要があると思います。その上で、他のものでも代替できるし、それで足りないところは研修をやりましょうという仕組みになっていると説得的だし、将来、他の地域で活用されることもあるだろう。実際問題として、潜水士たちに急激なショックを与えないための色々な措置は別途講じられるかもしれないということですね。

シャーシーのRORO船のことは、下関とか、コマツとかでどうなっているかをお調べいただいて、残る問題はどうか。それから、台湾側との調整も必要です。ここで改革をしたらパッとできるとなっているかどうかということは見ておく必要があるだろう。

御説明になったのは、今ので大体カバーしましたか。臨任保育士の制度などというのは 特に御説明がなかったですね。

- ○村上審議官 臨任は構造で手当てをします。
- ○八田座長 それでは、大体今のことでよろしいですか。
- ○伊佐班長 あと、外国人のIT人材の受入れも。
- ○八田座長 IT人材については、何か御意見はありますか。何ページでしたか。
- ○伊佐班長 14ページのところになります。
- ○八田座長 今は大学を卒業した人か専門学校を卒業してITを専攻した人を対象にしてい

るのだけれども、10年以上の実務経験を有するという要件をもうちょっと緩和してほしい ということでよろしいでしょうか。

- ○伊佐班長 はい。
- ○中川委員 これは多分この現行の就労ビザ取得要件の①~③と規制改革案で書かれている①~③が実質的な同じようなレベルの人材であるかということが多分ポイントだと思うのですけれども、それについては何か御説明はあるのでしょうか。

要は、ITを専攻して大学を卒業することと、IT以外の専攻をしてITに関して3年以上の 実務経験を有することが、多分同じようなITに関するスキルを持っているとか、あるいは 能力があるということで、このようにおっしゃっているということだと思うのですけれど も、それについては何か御説明をいただいたほうがいいかと思うのです。

○伊佐班長 ITの業界については、やはり日進月歩で移り変わりが速い、技術革新が速いという中で、比較的若い人材が求められるというところが状況としてあるかと思います。そういう中で10年の実務経験というところは、業界のヒアリングの中でも長いのではないかとお受けしております。それでは、何年が適当なのかというところで、現在の学歴要件に対して、IT専門以外であっても、実務経験がそのランクに応じて5年、あるいは3年程度が妥当ではないかというところが色々な関係する企業からのヒアリングなどから設定させていただいているところでございます。

○中川委員 何かこういう資格が並んでいる他法令とか、その手の話からこういう相場観を持ってきましたというよりは、沖縄県のほうで業界にヒアリングをして、こんなところだろうというようなものを持ってきていただいているということですか。

- ○伊佐班長 おっしゃるとおりです。
- ○八田座長 左側の10年以上の実務経験を有するというのは、日本の大学を卒業してから 10年以上の実務経験を持つわけにはいかないから、結局、外国の大学を卒業して10年以上 の経験を持つ人を対象にしているということなのですか。
- ○伊佐班長 こちらは、学歴は特に問うていなくて、例えば、高校卒業あるいは中卒で外 国の方がと。
- ○八田座長 いや、この左側の現在の要件です。
- ○伊佐班長 左側の現行制度の中では、実務経験が学歴を問わずに10年以上の実務経験が あるということでございます。
- ○八田座長 そうすると、とにかくこれは日本では考えられないですね。外国で、これだけの経験をした人。
- ○伊佐班長 はい。
- ○八田座長 そうすると、一番の肝は、外国でとにかく高等学校は卒業してくれよと。その後、5年間ITに勤めていただくということが証明できれば、日本に入ってもらっていいのではないかということですね。
- ○伊佐班長 おっしゃるとおりです。

- ○八田座長 日本に入ってきているビザは、IT企業に勤めるということが要件になって、 ずっと続くわけですね。もし後で動くなら非常に問題ですよね。
- ○伊佐班長 そうですね。基本は受け入れる企業があって、そこに受け入れるという前提 でもってビザの申請が行われると考えております。
- ○八田座長 一度出ると、転職してもそのまま続けるのではないですか。
- ○伊佐班長 そこは、例えば、更新を何年目に行うとかというところは、持っておく必要 があるのかなとは思っております。

要は、入り口として比較的今回の規制緩和で間口を広げました。そして、働いていく中で、例えば、3年であるとか、5年であるとかというところで、更新の手続の際に従前の企業に引き続き働いていきますかとか、そうしたところの確認が必要にはなるかとは思っています。

- ○八田座長 ともかく高校を卒業して5年ITで働けば日本に来られるというなら、最初は ITの企業に雇われるかもしれないけれども、ビザを取って半年したら全然他の分野に行っ てしまうということはあり得ますよね。
- ○村上審議官 補足をしますと、これは特定活動で情報技術という趣旨で入れたいという ことでございますので、その5年間の間に勝手に転職をしたら、これは在留資格違反にな ろうかと思います。
- ○八田座長 ということは、その企業にいないといけない。
- ○村上審議官 少なくとも入管が認めるITの企業でないとダメです。その5年間の間に外国人の高度ポイントとか色々なものを積み上げて実績を積めば、その時点で別の在留資格に移行する可能性が出てくるという御提案だと思います。
- ○八田座長 この場合はITに限定されるということですね。
- ○伊佐班長 はい。当面はITです。
- ○八田座長 最後のところは、割とエビデンスが見えると、説得的になると思います。例 えば、今まで10年以上の実績・実務経験を有して、学校は卒業していないけれども日本に 行きたい人は意外と少ないですよとか、これをもっと短縮をするとそれなりに需要がある のだとか、そういう傍証があるといいなと思いますけれどもね。
- ○本永班長 少し戻らせていただいていいですか。先ほど御説明した内外併用の日本国籍 船の資格変更についてはいかがでしょうか。シャーシーの件と、今回は二つ御提案をさせ ていただいていますので。
- ○八田座長 何ページですか。
- ○本永班長 11ページを御覧いただければと。1は、資格変更です。内航船と外航船を併用して走らせているという件でございます。先ほど委員から御質問をいただいたのはシャーシーの件でしたので、それはまた調べさせていただくと。
- ○八田座長 それで、ここの海外というのも台湾なのですか。
- ○本永班長 はい。これはいずれも台湾でございます。この県外から那覇、那覇から先島

という間は、通常であれば内国貨物ですので税関手続は不要なのですが、最後に台湾に行くということで、全てのところで税関手続を行っているというところでございます。

- ○八田座長 それでは、最後の先島のところで税関手続をすればよいと。
- ○本永班長 もしくは、外貨と内貨は明確に分かれてはおりますので、一度内貨として扱 えば、それで内国貨物として載せていけるのであればそれでいい形をとりたいと考えてい ます。
- ○八田座長でも、船の中で動かせるのではないのですか。
- ○本永班長 現実は、場所も区切りますし、リストも全部あるので、そこでロストする、 なくなるということは想定できないです。
- ○八田座長 そうすると、そういう理由でここのところを最初から分けられるのではない かということを、事務局的にまず向こうと当たってみるということですかね。向こうがど ういう反論を持っているかということを調べてみましょう。
- ○本永班長 ありがとうございます。
- ○八田座長 それでは、他にございますか。事務局は何かないですか。
- ○村上審議官 特にございません。
- ○八田座長 それでは、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。